

大田区の景観における重点施策の抽出に関する参考資料集

①23 区景観行政団体における景観計画施行後の景観形成重点地区の指定状況（自治体ホームページで公表されている情報から整理）

取組状況	自治体名 (策定年月)	景観計画【策定時】指定地区		景観計画【施行後】指定地区		備考
		地区数	指定地区（区によって重点地区の名称が異なる）	地区数	追加地区（指定時期）	
景観形成重点地区指定に取り組んでいる	港区 (H21.8)	10 地区	・景観形成特別地区（青山通り周辺、三田通り周辺、大門通り周辺、プラチナ通り、有栖川宮記念公園周辺、芝公園周辺、神宮外苑銀杏並木周辺、環状 2 号線周辺、浜離宮・芝離宮庭園、水辺）	2 地区	・外濠周辺景観形成特別地区 (H27.12) ・品川駅・新駅周辺景観形成特別地区 (H27.12)	
	新宿区 (H21.3)	5 地区	・地域の景観特性に基づく区分地区（水とみどりの神田川・妙正寺川地区、新宿御苑みどりと眺望保全地区、粋なまち神楽坂地区、エンターテイメントシティ歌舞伎町地区、落合の森保全地区）	2 地区	・地域の景観特性に基づく区分地区・歴史あるおもむき外濠地区 (H23.4) ・地域の景観特性に基づく区分地区・潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区 (H28.3)	
	文京区 (H25.10)	5 地区	・神田川景観基本軸 ・文化財庭園等景観形成特別地区（小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、小石川植物園）	1 地区	・根津景観形成重点地区 (H26.12)	・地区住民とともに検討
	墨田区 (H21.10)	24 地区	・水と緑の景観軸 5 地区（隅田川、荒川軸、旧中川軸、北十間川・横十間川軸、竪川軸） ・コミュニティ景観軸 2 地区（北斎通り軸、大横川親水公園・曳舟川通り軸） ・新タワーへの眺望軸 8 地区（八広中央通り、桜橋通り、言問通り、浅草通り（西側、東側）、北十間川、（仮）新タワー通り、四ツ目通り） ・景観ネットワーク 3 地区（水戸街道、京葉道路、明治通り） ・都市景観拠点 4 地区（錦糸町駅周辺、両国駅周辺、押上・業平橋駅周辺、曳舟駅周辺） ・歴史・文化景観拠点 2 地区（旧安田庭園、向島百花園） ※以上の地区は「特定区域」であり、景観形成重点地区とは異なる。	1 地区	・亀沢景観形成重点地区 (H29.6)	・初めての景観形成重点地区指定 ・地区住民とともに検討
	江東区 (H21.3)	5 地区	・景観基本軸（臨海、隅田川） ・深川万年橋景観重点地区 ・景観形成特別地区（清澄庭園、水辺）	2 地区	・深川門前仲町景観重点地区 (H25.4) ・亀戸景観重点地区 (H25.4)	・地区住民とともに検討
	品川区 (H22.12)	3 地区	・臨海部市街地（東京都景観計画「臨海景観基本軸」の区域と同じ） ・水辺景観形成特別地区 ・旧東海道品川宿地区重点地区	2 地区	・大崎駅周辺地区（不明） ・武蔵小山駅周辺地区（不明） ※天王洲地区（指定検討中）	・天王洲地区（指定検討中）は地区住民とともに検討
	目黒区 (H22.3)	2 地区	・特定区域（目黒川沿川、山手通り沿道）	1 地区	・目黒通り沿道特定区域 (H24.4)	・地区住民とともに検討
	豊島区 (H28.3)	3 地区	・景観形成特別地区（神田川沿川、六義園周辺、池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道）	1 地区	・雑司が谷地域景観形成特別地区	・地区住民とともに検討
	板橋区 (H23.8)	2 地区	・景観形成重点地区（板橋崖線軸地区、石神井川軸地区）	2 地区	・加賀一・二丁目地区景観形成重点地区 (H26.1) ・常盤台一丁目・二丁目地区景観形成重点地区 (H26.8) ※板橋宿不動通り地区（指定検討中）	・地区住民とともに検討
	足立区 (H21.5)	1 地区	・特別景観形成地区（日暮里・舎人ライナー沿線地区、隅田川沿川地区、圀川沿川地区、見沼代親水公園周辺地区）	1 地区	・西新井大師地区 (H31.4)	・地区住民とともに検討
	江戸川区 (H23.4)	55 地区	・臨海景観拠点 1 拠点 ・大河川景観軸 4 軸 ・親水河川景観軸 2 軸 ・親水公園景観軸・親水緑道景観軸 22 軸 ・道の景観軸 11 軸 ・駅の景観拠点 9 拠点 ・公園の景観拠点 5 拠点 ・農の景観拠点 1 拠点	3 地区	・平井五丁目駅前景観地区 (H29.9 都決、地区計画も決定) ・JR 小岩駅周辺景観地区 (H26.10 都決、地区計画も決定、さらにガイドラインも策定) ・古川親水公園沿線景観地区 (H23.12 都決、ガイドラインも策定) ※一之江境川親水公園沿線景観地区 (H18.12 都決、地区計画も決定)	・景観地区を活用
	世田谷区 (H20.3)	1 地区	・風景づくり重点区域（水と緑の風景軸）	-	※奥沢界わい形成地区（指定検討中）	・地区住民とともに検討
	北区 (H27.9)	3 地区	・景観形成重点地区（西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区）	-	※中央公園周辺地区（指定検討中）	・地区住民とともに検討
取り組んでいない	台東区 (H23.12)	12 地区	・景観基本軸（隅田川、神田川、浅草通り、雷門通り、かっぱ橋本通り、中央通） ・景観形成特別地区（上野恩賜公園、旧岩崎邸庭園、隅田公園、浅草寺周辺、浅草六区地区） ・景観育成地区（谷中地域）	-	-	
	渋谷区 (H24.10)	4 地区	・景観形成特定地区（表参道沿道地区、代官山・旧山手通り沿道地区、新宿御苑周辺、渋谷駅中心地区）	-	-	
	杉並区 (H22.4)	4 地区	・水とみどりの景観形成重点地区（妙正寺川、善福寺川、神田川、玉川上水）	-	-	
	荒川区 (H24.3)	3 地区	・景観基本軸（都電景観軸、隅田川景観軸、日暮里台地景観軸）	-	-	
	練馬区 (H23.7)	13 地区	・景観軸（石神井川、白子川、田柄川緑道、幹線道路（笹目通り、目白通り、千川通り、川越街道、青梅街道、新青梅街道、環七通り、環八通り、富士街道、大泉学園通り））	-	-	

②景観形成の手法について

項目		制度名	景観計画	景観協定	景観地区	地区計画	建築協定	緑地協定
根拠法令等	法律		景観法	景観法	景観法・都市計画法	都市計画法	建築基準法	都市緑地法
	条例		景観行政団体の景観条例	なし	市町村の認定手続き条例	市町村の案の作成手続き条例 建築条例	市町村の建築協定条例	なし
制度の目的			地域の良い景観形成	地域の良い景観形成	市街地における良い景観形成	良い環境の街区の整備・開発・保全	住宅地の環境、商店街の利便の維持増進等	地域の緑地の保全と緑化の推進
定められる項目 (次ページ表参照)			建築物の敷地、位置、形態、意匠、工作物の形態、意匠、屋外広告物・樹林地・農用地についての定め等	建築協定、緑地協定で定められる項目に加えて、工作物の形態・意匠、屋外広告物・樹林地・農用地についての定め等	建築物の敷地、位置、形態、意匠、工作物の形態、意匠等	建築物以外に地区施設（道路公園等）、工作物、かき・さくの構造、樹林地についての定め等	建築物の用途、敷地、位置、形態、意匠、構造、設備	樹木の種類、量、位置、かき・さくの構造等
定められる区域			都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体なって景観を形成している地域	景観計画区域内	都市計画区域内 又は 準都市計画区域内	都市計画区域内	—	都市計画区域内 又は 準都市計画区域内
手続き	策定主体		景観行政団体 (住民提案もあり)	区域内住民 (全員の合意)	市町村（住民提案もあり）	市町村（住民提案もあり）	区域内住民 (全員の合意)	区域内住民 (全員の合意)
	決定・認可権者		景観行政団体	景観行政団体	市町村	市町村	特定行政庁	市町村
	改廃手続き		景観計画の変更手続き	変更：全員の合意、 廃止：過半数の合意	都市計画の変更手続き	都市計画の変更手続き	変更：全員の合意、 廃止：過半数の合意	変更：全員の合意、 廃止：過半数の合意
	審議会		景観審議会（任意）、都市計画審議会	景観審議会（任意）	都市計画審議会	都市計画審議会	なし	なし
運用	有効期間		特になし	5年以上30年以下	特になし	特になし	協定者が任意に設定 (一般的には10年)	5年以上30年以下
	運用体制（区域内で建築行為等を行う場合）		景観行政団体の長へ届出	協定参加者の代表で構成される運営委員会によるチェック	市町村長に認定申請を行う	市町村長へ届出	協定参加者の代表で構成される運営委員会によるチェック	協定参加者の代表で構成される運営委員会によるチェック
	強制力		勧告、変更命令（形態意匠：特定届出対象行為）	計画不適合の場合は、違反工事の停止や是正措置を請求措置を取らない場合は民事裁判で対応する	認定（形態意匠のみ）、建築確認	建築条例有（建築基準法） 建築確認 意匠条例有（景観法） 認定 建築条例無 勧告	計画不適合の場合は、違反工事の停止や是正措置を請求措置を取らない場合は民事裁判で対応する	計画不適合の場合は、違反工事の停止や是正措置を請求措置を取らない場合は民事裁判で対応する

項目		制度名	景観計画	景観協定	景観地区	地区計画	建築協定	緑地協定	
区域の規模			主に行政区域単位	一団の土地（景観形成を確保し得る規模）	地区の様々な構成要素が関連しあって醸し出される景観を対象	街区形成に足る一定の土地の区域	一定の規模が必要	一定の規模が必要	
公共施設	道路 河川 公園 港湾	整備事項、許可基準	○						
地区施設	道路 公園 緑地 公共緑地	配置及び規模				○			
建築物	用途	用途の制限		○		○	○		
	敷地	面積の最低限度	○	○	○	○	○		
	位置	壁面の位置	○	○	○	○	○		
		壁面後退区域の工作物			△3	○			
	構造	耐火、木造		○			○		
	形態	容積率、建坪率		○	○	○	○	○	
		高さ（最高限度）	○	○	○	○	○	○	
		高さ（最低限度）	○	○	○	○	○	○	
	意匠	色彩、素材、屋根形状、看板など	○	○	○	○	○		
設備	屋上、アンテナ等		○			○			
緑地	樹木	種類、量	△1	○				○	
	位置	植栽する場所	△1	○				○	
	構造	かき・さくの構造		○		○		○	
	その他	つくり方等		○				○	
	緑地率	緑化率		○		△5			
工作物	位置			○		△6			
	構造			○		△6			
	用途			○		○			
	形態		○	○	△3	○			
	意匠		○	○	△3				
屋外広告物	表示		○	○					
	設置基準		○	○					
樹林地、草地			△2	○		○			
農用地			△2	○					
その他			△2	○	△4				

○：定めることが可能な項目

△1：景観重要樹木の指定により保全が可能

△2：条例の定めにより、建築物・工作物を伴わない土地利用行為も制限可能

△3：条例の組み合わせにより、基準設定が可能

△4：条例の組み合わせにより、開発行為その他政令で定める行為を定める

△5：都市緑地法に規定する緑化率

△5：壁面後退区域における工作物の設置の制限で定める事項

③23 区景観行政団体における大規模開発等の景観形成に関する取組（自治体ホームページで公表されている情報から整理）

【足立区】大規模開発事業等を対象とした景観形成の取組

■協議の対象となる事業

1. 大規模開発事業

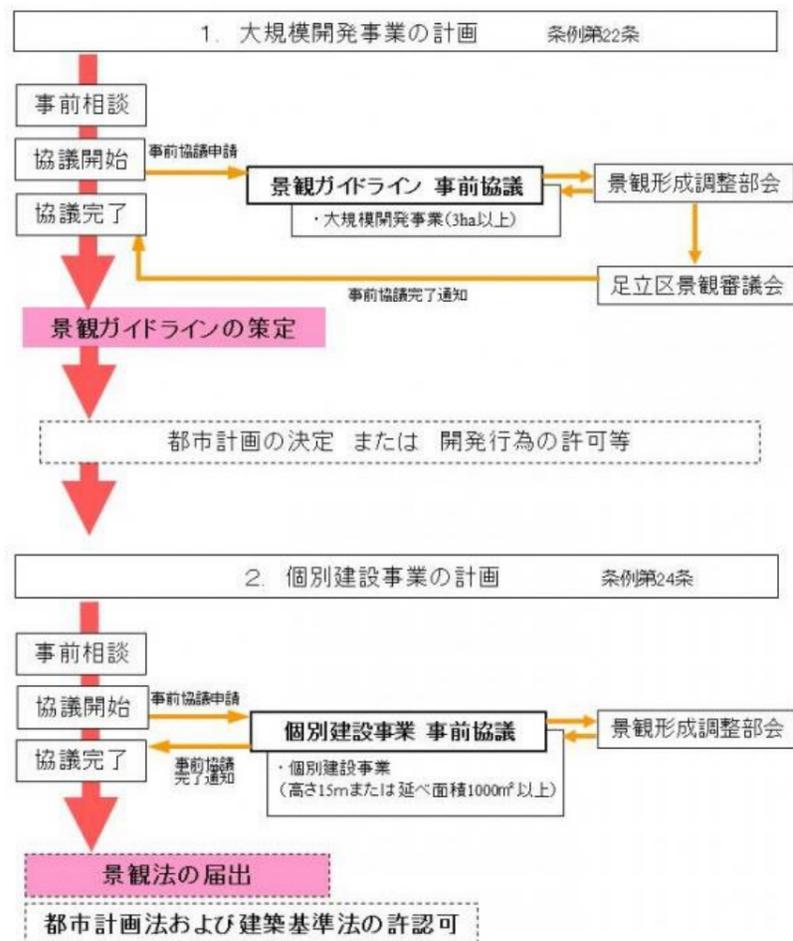
次の(1)から(5)までに掲げるものの都市計画の決定、変更若しくは廃止、(6)の許可を伴う一体的な面的整備事業のうち、当該事業に係る面積が3ha以上のもの、及び良好な景観の形成に与える影響に特に配慮すべきものとして区長が認めるもの。

- (1) 高度利用地区                      (2) 一団地の住宅施設                      (3) 市街地再開発事業
- (4) 地区計画等                      (5) 再開発等促進区を定める地区計画                      (6) 開発行為

2. 個別建設事業

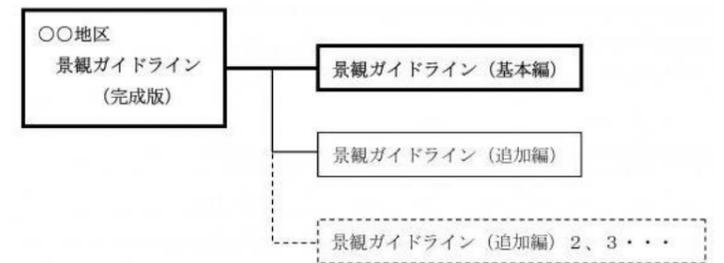
大規模開発事業地区（10地区）内における、高さ15m以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物の建築等、高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上の工作物の建設等及び公共公益施設の建設等。

■大規模開発事業及び個別建設事業の事前協議フロー（図中の「条例」は「足立区景観条例」をさす）

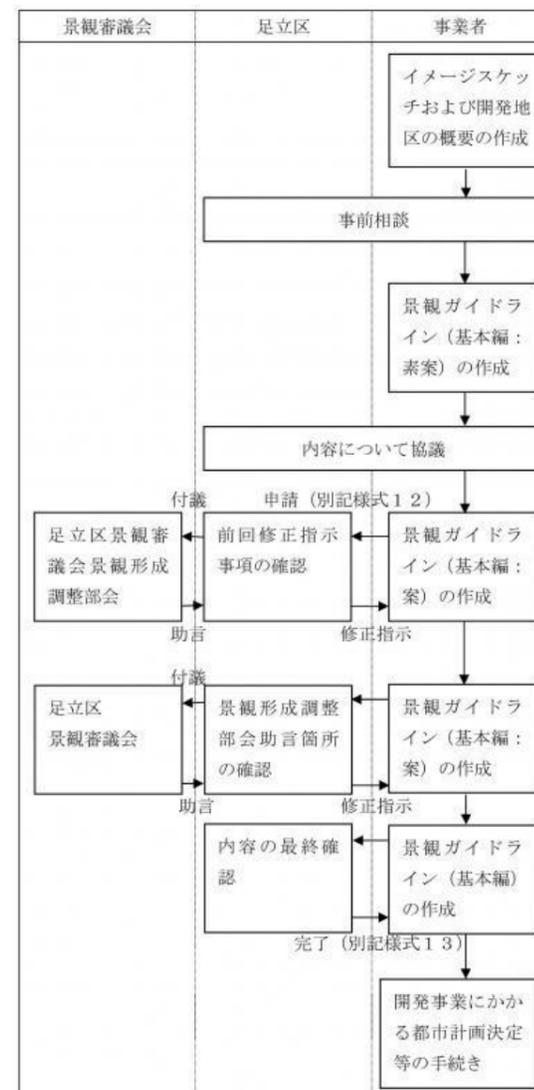


■景観ガイドラインの構成

景観ガイドライン作成にあたっては、まず事業の骨格となる「景観ガイドライン（基本編）」を上記の(1)から(6)の手続き前に定めます。その後事業の進捗状況に応じて、開発敷地内の建築物、道路、緑、色彩、案内サイン等の景観形成の考え方についてより具体的に記載した「景観ガイドライン（追加編）」を定める。



◆景観ガイドラインを定めるまでのフロー



◆景観ガイドラインに記載する必須事項

1. 基本編に記載する必須事項

- ・開発地区の区域
- ・開発区域及び周辺の景観の調査報告
- ・良好な景観形成を推進するための方針
- ・スケジュール
- ・区と協議のうえ、決定する事項

2. 追加編に記載する必須事項

- 可能な限り景観ガイドライン（基本編）作成時に検討を行う。
- ・地区の見え方について
  - ・将来管理者へ引き継ぐこととなる公共施設について
  - ・景観の軸及び広場について
  - ・緑による景観形成
  - ・足立区景観計画をふまえた地区内の基準
  - ・ユニバーサルデザインについて
  - ・開発地区により必要となる事項

【杉並区】杉並区大規模建築物景観形成指針（H22.4策定）による大規模建築物の誘導

■事前協議の対象

規模：延べ面積3,000㎡以上の建築物  
 対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■大規模建築物景観形成指針

「建物の配置」「建物の規模」「形態・意匠・色彩」「緑化」「公開空地・外構等」「屋外広告物」の指針を定め、事前協議において誘導。

④23 区景観行政団体等における公共施設等の景観誘導の取組状況（自治体ホームページで公表されている情報から整理）

取組状況	自治体名	誘導内容	備考
公共施設等のガイドラインを策定し誘導	杉並区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共施設の整備に係る事前協議を明記</li> <li>・対象施設（公共建築物、公園・緑地、幹線道路、生活道路、河川、橋梁、自転車駐車場、その他の施設）ごとに対象行為を定め、杉並区公共施設景観形成指針に基づく誘導を行っている               <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共建築物、公園、道路、河川などの公共施設の整備をする際は、「杉並区公共施設景観形成指針」に則した施設整備に努めます。</li> <li>②区が公共施設などを整備する際は、景観条例に基づく事前協議を行います。区は、事前協議を行うに当たり、景観条例第21条の規定に基づき、まちづくり景観審議会の意見を聴取します。</li> <li>③他の計画に整備方針などが定められている場合は、本計画との整合性を図り整備を行うものとしします。</li> <li>④公共建築物など景観計画における届出を要する対象行為については、法第16条第5項の規定に基づく景観計画の区域内における行為の通知が必要となります。</li> </ul> </li> </ul>	
	荒川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共施設等の景観形成方針として、地域との関わりが大きい道路、公園、鉄道について景観形成方針（景観法8条3項関係）を定めている</li> <li>・荒川区景観形成ガイドライン（平成24年3月）を策定し、建築物、道路、公園、河川の対象となる行為について事前協議を求めている</li> </ul>	
	板橋区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共施設整備景観ガイドラインの策定を明記</li> <li>・公共施設整備景観ガイドライン（平成25年3月）を策定し、公共建築物、道路・橋りょう、公園・緑地・緑道、河川ごとに景観形成指針を定めるとともに、共通要素（フェンス類、ポール類、擁壁、設備類、舗装類、駐車場・駐輪場、仮囲い、樹木類、公共サイン、色彩）の景観形成指針を定め、誘導している</li> </ul>	
	練馬区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、練馬区公共施設等の整備方針として①景観の骨格づくりに係る整備方針（河川、緑道、道路、公園）、②公共建築物等の景観整備の方針を定めている</li> <li>・練馬区公共施設等景観形成方針（平成23年12月）を策定し、河川沿い、道路、緑道、公園・緑地、公共建築物等ごとに景観整備の方針を定めるとともに、各公共施設共通要素として、舗装材料、柵等、照明の基本方針を定め、協議を求めている</li> </ul>	
	町田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、「公共事業による景観形成」について、「公共事業の施行にあたっては、良好な景観形成に積極的に寄与するため、景観法に基づく通知の対象行為・対象規模に関わらず、地域別の配慮事項や景観形成の方針に沿った整備を行うよう努めることとします。将来的には、施工者や管理者との協議を行いながら、「公共事業景観形成指針」の策定を目指します。」とされている</li> <li>・町田市公共事業景観形成指針（平成25年2月）を策定し、道路、橋梁、河川・水路、公園・緑地、公共建築物、公共サイン等、駐車場・駐輪場を対象として、構想段階、計画・設計段階（共通事項＋施設別事項を定める）、施工段階、維持管理段階の4段階ごとに配慮事項を定め、誘導している</li> <li>・庁内連絡会をつくり、対象事業を選別し、協議フローを分けている</li> </ul>	
景観計画においてルールや景観形成の考え方を規定	文京区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画に公共建築物等、公園等、道路、河川、橋梁、その他ごとに景観配慮事項（ルール）を定めている</li> </ul>	
	北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観づくり計画において、公共施設等の景観づくりへの配慮事項（ルール）を定め、公共施設等の整備を図ることを明記</li> </ul>	
	台東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共建築物、道路、公園、橋りょう等の公共施設については、「公共事業の景観づくり指針」（未公表）を定め、公共事業の先導的な景観づくりを図ることを明記、手続きの流れについても明記</li> </ul>	
	世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風景づくり計画において、公共施設の整備にあたっては、以下の公共施設風景づくり指針（基本事項）に基づいて整備を行うこと、また、基本事項をもとに、道路、公園、河川、建築物などの整備において、風景づくりに配慮すべき事項などを具体的に示す「公共施設風景づくり指針（ガイドライン編）」（未公表）を作成し、これに基づき整備を行うとともに、国、都、その他関係区市との調整を図っていくことを明記</li> <li>【参考】公共施設風景づくり指針（基本事項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民に愛され、地域の誇りとなるような公共施設として構想する。</li> <li>・区民の風景への意識を高める設計や管理を検討する。</li> <li>・場所の記憶をつなぎながら新たな風景の魅力を創出するような工夫を行う。</li> <li>・周囲の街の要素をつなぎ、界わいを形成するような工夫を行う。</li> </ul> </li> </ul>	
	港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画においてデザインガイドラインの作成など、景観に配慮した公共施設整備の推進方策について整理、検討を進めていくことを明記</li> </ul>	
	目黒区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共建築、道路・駅前広場、公園、緑道ごとに公共施設等の景観整備の方針（景観形成の考え方）を明記</li> </ul>	
	豊島区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共施設の景観形成の考え方（景観形成の考え方）を明記</li> </ul>	
	江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、公共事業による景観形成の推進について、道路、河川、都市公園、それらに付随する工作物及び公共建築物等の区、都、国その他の公共的団体が行う公共事業について、景観計画の方針に沿った整備に努めることを明記</li> </ul>	
取り組んでいない	新宿区 墨田区 江東区 品川区 渋谷区 足立区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画において、特段の記載なし</li> </ul>	

⑤23 区景観行政団体における屋外広告物の規制誘導の取組状況（自治体ホームページで公表されている情報から整理）

規制誘導手法の分類	自治体名	事前相談等有無	東京都及び各区景観計画に位置づけ、東京都屋外広告物条例に基づき規制	ルールの特徴	備考
①ガイドラインでの誘導と考えられるとともに、景観条例に事前相談等の手続きを位置づけている自治体（7区）	文京区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（小石川後樂園、六義園、小石川植物園、旧岩崎邸庭園）	・景観計画においてルールを定めず、ガイドラインで規定。	・窓面広告物を位置づけていることが特徴。
	台東区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（旧岩崎邸庭園）	（同上）	
	世田谷区	○		（同上）	
	新宿区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（新宿御苑）	・景観計画において景観形成基準（早期相談してくださいという内容の基準）を定め、詳細なルールはガイドラインで規定。	
	板橋区	○		・景観計画において配慮事項を定め、さらにガイドラインでは推奨基準を規定。	
	港区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（旧芝離宮恩賜庭園） ・水辺景観形成特別地区	・景観計画において配慮事項を定め、さらにガイドラインでは配慮のポイントを一部追加。	
	豊島区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（六義園）	・景観計画において景観形成特別地区における表示等の制限に関する事項+配慮事項を記載し、さらにガイドラインでは屋外広告物の種類や一般地域の配慮事項を規定。	
②景観計画にルールを記載し、景観条例に事前相談等の手続きを位置づけている自治体（1区）	北区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（旧古河庭園）	・景観計画において屋外広告物の表示等に関する基本方針を定め、誘導。	
③景観計画にルールを位置づけているが、景観条例に事前相談等の手続きを位置づけていない自治体（4区）	足立区	○ （日暮里・舎人ライナー沿線地区以外は不明）		・景観計画において景観形成誘導基準を定める（区全域+日暮里・舎人ライナー沿線地区）。	
	荒川区	○		・景観計画において景観配慮基準を定める（区全域+都電景観軸）。	
	江東区	○	・文化財庭園等景観形成特別地区（清澄庭園）	・景観計画において配慮事項を定める（区全域共通）。	・配慮事項は全域共通だが、地域ごとの屋外広告物の規模を変えている。
	杉並区	○		・景観計画において基準を定める（区全域共通）。	・建築物の景観形成基準に看板や広告に関する基準を設けている。
④景観計画にルールを位置づけておらず、ガイドラインをつくっているが、景観条例に事前相談等の手続きを位置づけていない自治体（1区）	江戸川区	△（ガイドラインに記載されている）		・ほぼガイドラインで定める内容での誘導と考えられる。	
⑤景観計画に一部の地区のみにルールを定め、東京都屋外広告物条例に位置づけている自治体（2区）	品川区	-	・重点地区【旧東海道品川宿地区】の一部のみ		・文化財庭園等景観形成特別地区は東京都屋外広告物条例で誘導（墨田区景観計画では「歴史・文化景観拠点」という地区名）
	墨田区	-	・文化財庭園等景観形成特別地区（旧安田庭園、向島百花園） ・亀沢景観形成重点地区（地区独自にガイドラインをつくり地区計画で規制誘導）		
⑥特段の規制はしていない（もしくは運用実態が不明）（3区）	渋谷区	-		・景観計画において一部重点地区のルールは定めているが、運用実態は不明	・景観計画において、届出対象行為になる建築物に設置される屋外広告物について景観まちづくりの方針（屋外広告物の表示等に関する配慮方針とは別のもの）に基づき、事前協議する旨記載されている。
	練馬区	-		・景観計画において屋外広告物の表示等に関する配慮方針を定めているが、運用実態は不明	
	目黒区	-		（特になし）	

⑥東京都の夜間景観形成に関する取組

【東京都景観計画への夜間景観に関する内容の追加（H30.8）（東京都ホームページで公表されている「東京都景観計画の変更(概要)」からの抜粋）】

2 第1章第5「夜間における景観の形成に関する方針」の追加

- 夜間における景観の形成に関する方針を追加
  - 多様な地域が共存し連担する東京ならではの夜間景観と良質な光の誘導を図るため、以下に夜間における景観の形成に関する方針を示し、東京の魅力を更に高めていく。

<p><b>方針1</b></p> <p><b>ダイナミックな都市構造を光で表現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市活動の象徴でもある高層ビルが集積した拠点や主要な道路、河川、運河などを、光のヒエラルキーをつけて表出させる。</li> <li>品格や落ち着きを持った明るさを抑制すべき地区、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、地域特性を踏まえた照明によりメリハリをつける。</li> </ul> 	<p><b>方針2</b></p> <p><b>地域の個性を生かした夜間景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観特性に応じた照明により、個性をいかしていく。</li> <li>個性ある地域の夜景を回遊して楽しめるよう、光を点から線、面へと繋げ、連続性のある夜間景観を形成する。</li> <li>東京の歴史や文化、地形や自然などの景観資源を引き立たせる照明を行う。</li> </ul> 	<p><b>方針3</b></p> <p><b>光の質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まぶしく不快な光の抑制や演色性の配慮など、光の質を向上し、快適な光環境をつくる。</li> <li>光と影を効果的に使ったメリハリの演出により、印象に残る美しい夜間景観を創出</li> <li>必要な場所に光をあて過度な照明は抑制するなど、少ないエネルギーで効果的な照明</li> <li>省エネルギー器具の採用や自然エネルギーの活用により、環境に配慮した照明</li> </ul> 
--	---	---

4 第3章第1「2」大規模建築物等景観形成指針の変更

(1) 大規模建築物等景観形成指針に「夜間照明」に関する事項と、屋外広告物のただし書き規定を追加

夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>広場などの公開空地や歩行者通路などパブリックスペースの光を、点から線、線から面につなげ、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備する。</li> <li>照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度(水平面・鉛直面)、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。</li> <li>敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。また、周辺にライトアップされた景観資源がある場合は相互関係に配慮する。</li> <li>間接照明の使用など光と影を効果的に用い、陰影に富んだ美しい空間を整備する。</li> <li>建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。ただし、地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでない。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。</li> <li>省エネルギーに配慮するため、LED照明又は同等以上の環境性能を持つ器具を使用する。また、オフィス等の窓面の内側からの過度な漏れ光を抑制する。</li> </ul>
------	---

【公共施設等のライトアップ基本方針の策定（H30.3）（東京都ホームページで公表されている「公共施設等のライトアップ基本方針の策定概要版からの抜粋）】

<p><b>1 目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京の魅力を高めるため、東京2020大会、さらに大会後も引き継ぎ、夜間景観に磨きをかけていく</li> <li>東京の夜間景観の大きな要素を占める公共施設からライトアップを先行して実施し、民間施設へ波及させていく</li> </ul>	<p><b>2 対象施設</b></p> <p><b>都市施設</b></p> <p>【公共建築物】 文化施設(博物館等)、歴史的建造物、大学、市場、庁舎、スポーツ施設</p> <p>【インフラ】 道路、橋梁、河川、鉄軌道駅・鉄道橋、港湾・海岸施設、公園・庭園、空港・ターミナル</p> <p>※国・区市の公共施設や公共性の高い鉄道駅等の民間施設に協力依頼 ※ライトアップの対象施設は、施設や地域の特性を踏まえて検討</p>	<p><b>3 課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「光害」の影響                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 漏れ光による居住者の睡眠阻害、歩行者への不快なグレア</li> <li>⇒ 昆虫や植物の光合成などの生態と夜空の明るさへの影響</li> </ul> </li> <li>○省エネルギー化・再生可能エネルギーの利用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 照明施設のインシヤルコストとランニングコストを抑える配慮が必要(→LED化や再生可能エネルギーの積極的な採用)</li> </ul> </li> <li>○地域環境への配慮                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 地域性や都市構造と密接した夜景への配慮(繁華街、住宅地等)</li> <li>⇒ ライトアップ施設の周辺住民等への配慮</li> </ul> </li> <li>○ライトアップの効果検証                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 事業コスト削減の努力と可能な手法で効果検証を実施</li> </ul> </li> <li>○観光資源としての夜間景観                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 観光資源としての更なる活用</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>4 基本的な考え方</b></p> <p>《目標》</p> <p>【短期】東京2020大会までに、東京を代表するエリアの夜間景観の向上 【中長期】夜間景観の向上に取り組むエリアの充実・順次拡大(2020年~2040年)</p> <p>《コンセプト》</p> <p><b>コンセプトI 光環境の整備</b></p> <p>⇒ 照明設備を新設・更新する際、光害や省エネルギーに配慮した照明を整備</p> <p>《光環境に配慮した事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眩しい光を極力抑えた適切な遮光性能を有する器具を使用</li> <li>・外からの光が有害な影響を及ぼさないよう、上方に無駄な光を拡散させない</li> </ul>  <p><b>コンセプトII みられる光の計画的な創出</b></p> <p>⇒ 「点」から「線」、「面」に光を連続</p> <p>《ライトアップに適する公共施設の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造的にしっかりしていて、希少性がある施設</li> <li>・地域のランドマークとなっている施設</li> <li>・歴史的・文化的に有名な施設</li> <li>・景観上重要な道路、交通拠点施設(鉄道駅)</li> </ul> <p>ステップI「点」の充実 魅力あるライトアップ施設を創出</p> <p>ステップII「線」の演出 道路、河川や運河等を光の軸として演出</p> <p>ステップIII「面」的な広がり 沿線の公共施設にライトアップを広げる</p>	<p><b>5 事業の推進方策</b></p> <p>○重点エリアの設定</p> <p>「重点エリア」として、当面3か所を設定 ⇒公共施設のライトアップを重点的かつ一体的に進めるエリア</p> <p>《重点エリア設定の考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★東京の顔として発信力が高いエリア</li> <li>★東京を象徴する歴史・文化や水辺・緑が感じられるエリア</li> <li>★東京2020大会に向けて、国内外からの注目度が高まるエリア</li> </ul>  <p><b>東京駅・皇居周辺エリア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皇居周辺や浅草、日本を代表する景観形成地</li> <li>・東京の玄関口であり、多くの観光客が訪問するエリア</li> </ul> <p><b>赤坂・外苑周辺エリア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京2020大会に向けて、国内外からの注目度が高まるエリア</li> <li>・ライトアップを実施している歴史的な建造物が存在</li> </ul> <p><b>隅田川・臨海部エリア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京2020大会施設等が集積するエリア</li> <li>・浅草から臨海副都心のエリアは舟運観光スポット</li> <li>・東京港の運河や臨海地域では、都市施設と一体となった夜景スポットが存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「照明デザイン計画」の作成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なライトアップを行うため、施設管理者等は、必要に応じ、照明デザイン計画を作成</li> </ul> </li> <li>○社会実験等による周辺環境への影響の把握                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のライトアップに際し、周辺環境への影響が懸念される場合、説明会や社会実験等を実施</li> </ul> </li> <li>○民間都市開発と連携したエリアの光環境の向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間開発者が大規模開発を行う場合、東京都景観計画に基づき、周辺と調和したライトアップ施設を設けるように要請</li> </ul> </li> <li>○施設のライトアップ補助制度                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の建造物を保有する民間事業者、区市町村等が補助対象となり、個々の施設のライトアップ経費の一部を補助(平成29年度から、産業労働局が「建造物のライトアップモデル事業費補助金」を実施)</li> </ul> </li> <li>○都市観光施策等との連携                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺を活かした観光を促進するために、舟運の活用や民間による河川空間の利活用を推進</li> <li>・テラス照明の設置や沿川施設のライトアップを行うことで、水辺のにぎわいづくりを促進</li> </ul> </li> <li>○施設管理者以外の第三者によるライトアップの参加促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくり団体やイベント事業者等、施設管理者以外の第三者が、ライトアップに参加できるような環境整備を進める</li> </ul> </li> <li>○公共施設間の「光の調整」                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スケジュールを踏まえながら、必要に応じ、「関係者間の連絡会」を設置し、近接する公共施設間の光の調整を図っていく</li> </ul> </li> </ul>
---	--	--	--	---	--

⑦23 区景観行政団体における景観重要建造物・樹木指定状況（自治体ホームページで公表されている情報から整理）

No	自治体名	景観重要建造物（公は公共管理と想定されるもの）			景観重要樹木（公は公共管理と想定されるもの）			備考
		指定数	指定物件	指定回数	指定数	指定樹種	指定回数	
1	新宿区	-	-	-	4件	・幸國寺 イチョウ雌木 ・幸國寺 イチョウ雄木 ・中井御霊神社 クロマツ ・中井御霊神社 クロマツ ※薬王院 ケヤキ	3回	※樹木の枯死に伴い、平成29年12月に景観重要樹木の指定を解除。
2	台東区	14件	・中村不折旧宅(書道博物館) ・子規庵 ・ギャラリー・エフ蔵(株式会社淵川金属事務所) ・観音寺築地塀 ・すぺーす小倉屋(蔵・店舗) ・東京国立博物館黒田記念館(本館・書庫)公 ・花重店舗 ・今半別館(玄関棟・南棟・北棟) ・黒沢ビル ・市田家住宅(主屋・蔵・表門・裏門) ・タイガービルヂング ・伊勢屋店舗兼主屋 ・中江店舗 ・神谷パー本館 (以上、登録有形文化財11件、都史跡3件)	1回	11件	・スダジイ(護国院) ・フジ ・サクラ(大泉寺) ・ヒメイタビ(妙情寺) ・クスノキ(須賀神社) ・サンゴジュ ・クスノキ(三島神社) ・ケヤキ ・イチョウ(千束稲荷神社) ・メタセコイア ・ヒマラヤスギ	1回	
3	江東区	4件	・万年橋公 ・福寿橋公 ・亀久橋公 ・東富橋公	1回	-	-	-	
4	杉並区	1件	・幻戯山房(角川庭園)公	1回	1件	・ケヤキ(坂の上のけやき公園)公	1回	
5	豊島区	1件	・豊島区立雑司が谷旧宣教師館公	1回	1件	・雑司ヶ谷鬼子母神の大イチョウ	1回	
6	板橋区	2件	・旧田中家住宅公 ・旧粕谷家公	1回	1件	・川越街道五本けやき(国土交通省東京国道事務所)公	1回	
7	江戸川区	3件	・一之江名主屋敷公 ・昇覚寺の鐘楼 ・天祖神社本殿	1回	3件	(不明)	(不明)	

⑧23 区景観行政団体等における景観啓発の取組状況（自治体ホームページで公表されている情報から整理、目黒区、品川区、渋谷区は関連する取組が公表されていないため、以下表から除外）

自治体名	実施内容
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域風景資産</li> <li>せたがや地域風景資産クイズコンテスト（平成 29 年開催）</li> <li>せたがや地域風景資産クイズラリー2018（平成 30 年開催予定）</li> <li>まちあるきイベントの実施（平成 29 年度は凸凹地形まち歩き、平成 30 年度はいろまちあるきを実施）</li> <li>せたがや風景マップの発行（H26. 11 発行、地域風景資産を紹介）</li> <li>風景 PRESS の発行（第 5 号まで発行）</li> <li>ストーリーマップ（各種マップを写真やテキストを交えて見やすく表現した電子地図アプリケーション）</li> </ul>
新宿区	<ul style="list-style-type: none"> <li>新宿区景観まちづくりガイドブックの発行（区内 10 地区ごとに発行）</li> <li>新宿区景観行政団体移行 10 周年記念事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>新宿区景観行政団体移行 10 周年記念誌の作成</li> <li>新宿区景観まちづくり表彰の実施（建築等部門・活動部門）</li> </ul> </li> <li>新宿区景観行政団体移行 10 周年記念イベントの開催</li> <li>各種イベント（以下） <ul style="list-style-type: none"> <li>誰かに教えたくなる『看板』の話！地域が取組む景観まちづくり（開催：2016 年 2 月 8 日）</li> <li>多様性をいかす新宿景観まちづくり（開催：2014 年 12 月 18 日）</li> <li>新宿の広告景観を考える～まちに似合う広告とは～（開催：2012 年 10 月 23 日）</li> <li>東京の景観 2010 IN 新宿開催：2010 年 5 月 13 日</li> <li>史跡江戸城外堀 再発見フォーラム（開催：2010 年 3 月 28 日）</li> <li>新宿発～景観を守り育てる方法開催（2008 年 5 月 9 日）</li> </ul> </li> </ul>
江東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみ景観賞（現在休止中）</li> </ul>
足立区	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくり通信「あだまち散歩」の発行（これまで H28. 9、H29. 3 の 2 回発行、年間 2 回程度の頻度で順次発信予定）</li> </ul>
港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民景観セレクション</li> <li>景観街づくり賞</li> <li>子供向け景観パンフレット『My Town Story～だいすきなまちをたんけんしよう！～』を作成</li> </ul>
墨田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>すみだ景観フォーラム・会報の発行（平成 20 年度から毎年度 1 回フォーラム（講演会、座談会、パネルディスカッション、シンポジウム、写真展、街歩き）を実施、会員登録形式としている）</li> </ul>
杉並区	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉並「まち」デザイン賞（現在休止中）</li> <li>すぎなみ景観ある区マップの発行（9 地区）</li> <li>杉並景観録の発行</li> </ul>
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくり賞</li> <li>景観まちづくりワークショップ（景観計画策定前の平成 20 年度から毎年度最低 2 回以上実施、平成 24 年度からは毎年度 2 回実施）</li> </ul>
板橋区	<ul style="list-style-type: none"> <li>いたばし景観写真の募集と展示会</li> <li>（仮称）板橋区景観賞（検討中）</li> </ul>
練馬区	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ねりま景観まちづくり」ホームページ（区内の景観まちづくり活動の紹介） <ul style="list-style-type: none"> <li>とっておきの風景（現在 954 件）の紹介</li> <li>地域景観資源登録制度の紹介・募集（募集は H30. 11 をもって休止）</li> <li>景観ルートマップ（とっておきの風景のルート化）4 地区 8 コースの紹介</li> <li>練馬の散歩道 9 コースの紹介</li> <li>まちあるきイベントや景観まちづくり講座の募集・実施の紹介</li> </ul> </li> <li>※上記のほか、景観まちなみ協定の紹介を行っている</li> <li>※景観整備機構である（公財）練馬区環境まちづくり公社みどりのまちづくりセンターが展開</li> </ul>
台東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>台東区景観まちづくり賞</li> <li>小学校 3 年生まちなみ絵画コンクール</li> </ul>

自治体名	実施内容
荒川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区景観まちづくり塾（木造密集市街地を多く抱えた荒川区で「防災と景観」をテーマに実施、平成 28 年度から毎年度 6、7 回実施）</li> <li>荒川区景観まちづくり推進委員会（委員は公募区民、景観まちづくり塾の企画・運営、景観まちづくりニュース「てくてくと」（平成 24 年からこれまでに 7 号発行）の企画・編集、景観まちづくりシンポジウムの企画・運営、その他区の景観まちづくりに関することの企画）</li> <li>景観まちづくりニュース「てくてくと」の発行</li> <li>各種イベント（以下） <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区景観まちづくりシンポジウム（平成 29・30 年度 1 回開催）</li> <li>荒川区景観フォーラム（平成 23 年度 1 回開催）</li> <li>荒川区景観まちづくりセミナー（平成 28 年度 1 回開催、景観まちづくり塾のキックオフ的イベント）</li> </ul> </li> </ul>
文京区	<ul style="list-style-type: none"> <li>文の京（ふみのみやこ）都市景観賞</li> <li>親子景観連続講座+（平成 28 年度から実施、小学校 3・4 年生とその保護者を対象に実施）</li> <li>まち並みウォッチング</li> </ul>
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区景観百選（令和元年 7 月認定予定）</li> <li>景観ワークショップ（平成 29 年から開始、これまで 2 回実施、実施内容はまち歩きなど）</li> <li>景観づくりシンポジウム（平成 29・30 年実施）</li> <li>景観づくりニュース（平成 28 年からこれまで 4 号発行）</li> <li>北区景観賞（現在休止中）</li> </ul>
豊島区	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島景観百選（平成 30 年アンケートを実施）</li> <li>各種イベント（以下） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度実施：景観まちづくり連続講座 in 染井地区（駒込・巣鴨）（全 4 回）</li> <li>平成 29 年度実施：雑司が谷景観まちづくりワークショップ（全 4 回）※</li> <li>平成 29 年 6 月 1 日開催：景観まちづくり講演会</li> <li>平成 28 年 11 月 19 日開催：雑司が谷景観まちづくりセミナー※</li> <li>平成 28 年 7 月 30 日開催：雑司が谷まちあるき学校※</li> <li>平成 28 年 6 月 9 日開催：景観まちづくりキックオフイベント記念講演会</li> </ul> </li> <li>※景観形成重点地区指定に伴うものと想定される</li> </ul>
（特徴的な取組を行う自治体）	
町田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市景観賞</li> <li>景観づくり市民サポーター制度（市民が「景観づくりコーディネーター」の助言等を受けながら市民主体の普及・啓発活動を展開、任期は 3 年度）</li> <li>景観づくりに関する発行物 <ul style="list-style-type: none"> <li>「マチ×ダカラ #町田で発見」（2018 年 3 月発行）</li> <li>「学ぼう！探そう！考えよう！町田の景観」（2017 年 3 月発行）</li> <li>「町田をわぎる！」（2014 年 3 月発行）</li> <li>「未来へ、心をつなぐ街へ」（2012 年 4 月発行）</li> </ul> </li> </ul>
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市都市景観賞</li> <li>まちなみ写真コンテスト</li> <li>情報発信の各種取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市都市景観賞ウェブマガジン「FUBA」</li> <li>都市景観賞 Facebook</li> <li>福岡市都市景観賞アプリ（都市景観賞受賞作品の魅力を紹介し案内）</li> </ul> </li> <li>各種イベント（以下） <ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市景観よかとこガイドツアー（2009 年）</li> <li>福岡市赤煉瓦文化館「100 年祭」都市景観セミナー（2008 年）（講演+ 探検ツアー）</li> <li>天神よかとこめぐり（2008 年）（スタンプラリー）</li> <li>博多景観フォーラム（2008 年）（基調講演、トークショー）</li> <li>景観よかとこマップの発行（2006 年）</li> <li>風景の歴史アーカイブ（ホームページでの紹介）</li> <li>福岡の景観ちょこっと知識（景観に関する意外な話をホームページで紹介）</li> </ul> </li> </ul>